特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

（宛先）　中標津町長

受付印

令和　　　　年　　　　月　　　　日

|  |
| --- |
| 地方税法第３２１条の５の２第１項の規定による特別徴収税額の納期の特例について、その要件を欠いたので届け出ます。 |
| 所 在 地( 住　 　　所 ) |  |
| フ リ ガ ナ |  |
| 名 　　　 称( 氏 　　　名 ) | ㊞ |
| 代　 表　 者職　 氏　 名 |  | 電話番号 | 　　　　　－　　　　　　－　　　　　　 |
| 法 人 番 号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 担当者 | (連絡先)(氏　 名) |
| 特別徴収義務者指 定 番 号 |  | ※市町村ごとに異なります |
| 理　　　　 由 |  ※該当する番号に○を付けてください。　１． 給与の支払を受ける者が常時１０人未満でなくなったため　２． その他　( 理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 関 与 税 理 士署 名 押 印 | （連絡先）㊞ |

# 【 注意事項 】

１．　届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務

　　所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。

２．　この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の

　　承認の効力が、失われることになります。

　※　給与の支払いを受ける者が常時１０人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようと

　　 する場合は、改めて申請が必要となります。

３．　この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出

　　日の翌月の１０日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただ

　　くことになります。

　　 〔 例 〕　この届出書を提出した日が３月の場合の納期限

　　　◎12～2月分 ⇒ ４月10日まで　　　◎3月分 ⇒ 4月10日まで　　 ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

# 【 提 出 先 】

〒086-1197　北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地　中標津町役場　税務課住民税係